

環境影響評価手続の流れ

令和4年4月28日

くらし・環境部環境局生活環境課

1

環境影響評価(環境アセスメント)とは

目的

私たちの身近にある自然環境や生活環境に影響を及ぼすおそれのある**大規模な事業に対して、予め、事業者自らが、環境影響調査を基に、事業影響による予測・評価を行い、環境の保全の見地からの意見を広く聴いた上で、環境により配慮した事業計画をつくり、実践していくことを目的**としている。

関係法令 (手続法)

法の手続

- ・環境影響評価法
- ・環境影響評価法施行令
- ・環境影響評価法施行規則
- ・省令

条例の手続

- ・静岡県環境影響評価条例
- ・静岡県環境影響評価条例施行規則
- ・静岡県環境影響評価条例技術指針

対象事業

- 法対象事業 (13種)
- ・第1種事業 (アセス必須)
 - ・第2種事業 (アセス実施について主務官庁が判定)

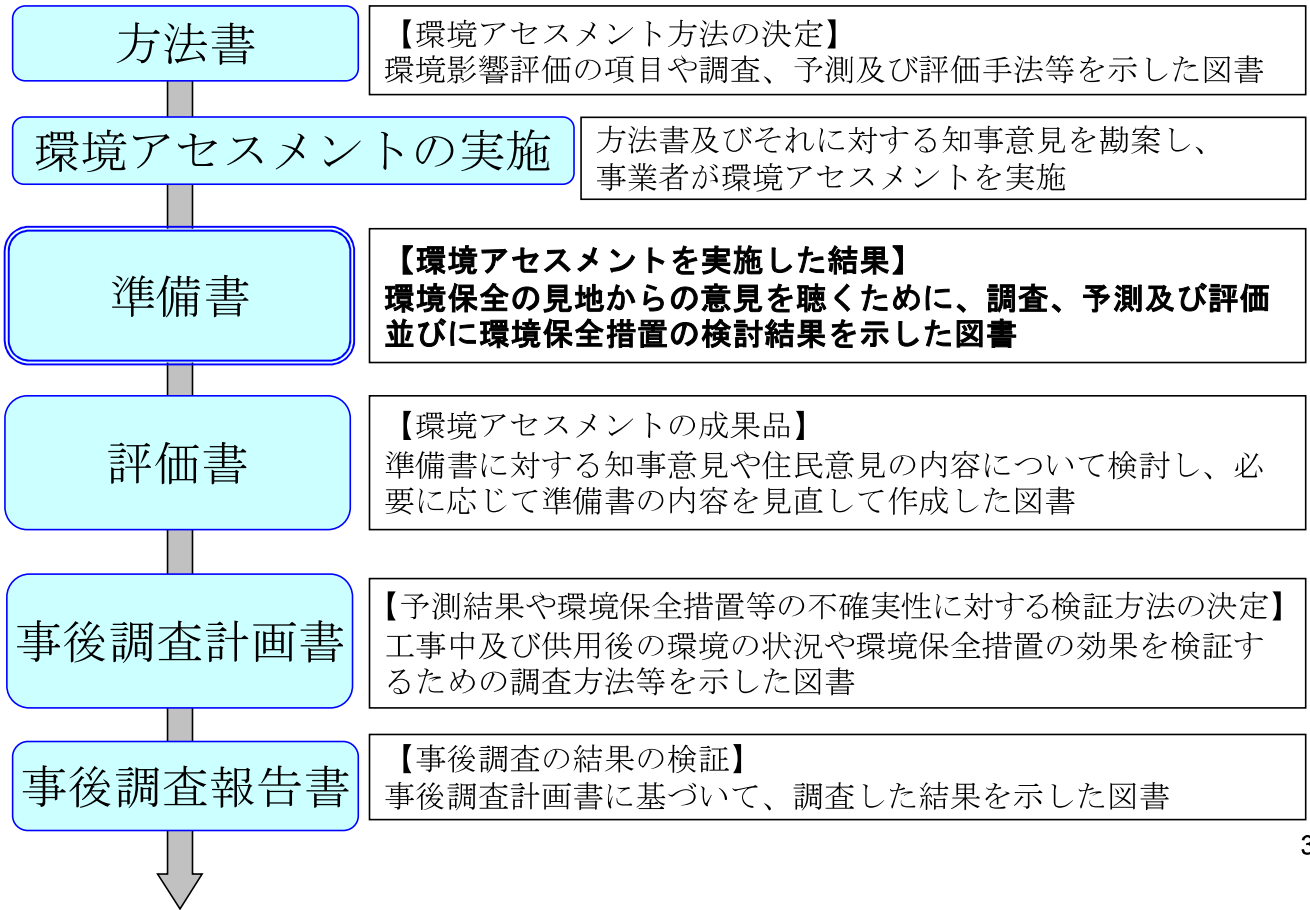
- 条例対象事業 (24種)
- ・第1種事業 (アセス必須)
 - ・第2種事業 (アセス実施について知事が判定)

対象規模

- 条例 (道路の建設)
- ・第1種事業: 高規格幹線道路の新設の事業

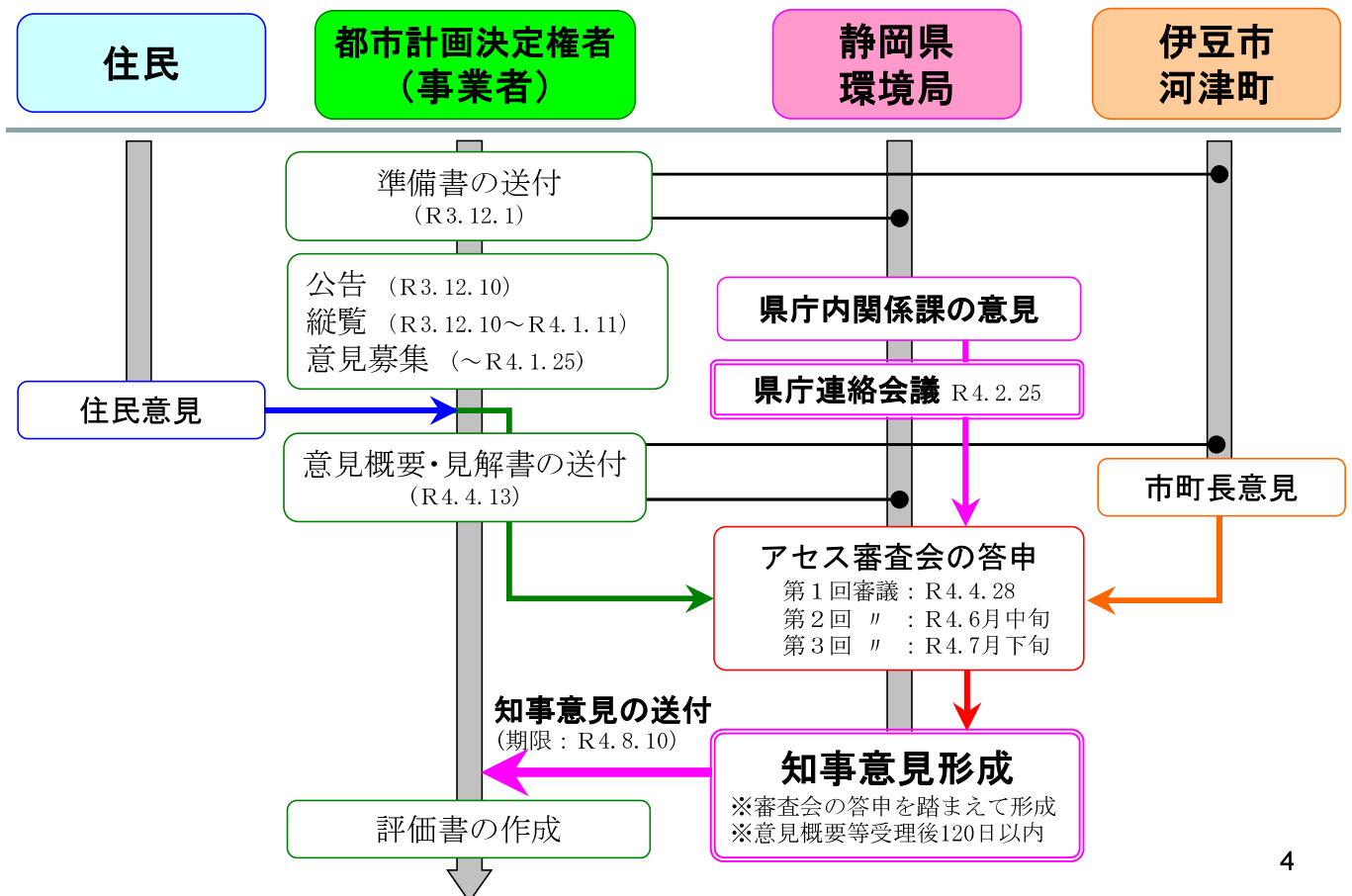
2

環境影響評価手続フロー



3

準備書手続きの流れ



4